

2. 汚職事件について

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。

- この調査は、地方公共団体及び地方三公社、地方公務員共済組合、公益的法人等（以下「公社等」という。）において、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。

- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。
 - 汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。
 - 発覚： 公選される職（首長、議員）にある者が関係した汚職事件については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職が関係した汚職事件については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。

- 資料中、「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が含まれるものであること。

汚職事件の状況

- (1) 令和 5 年度中に発覚した汚職事件の件数は 74 件であり、前年度に比べて 2 件減少している。これらの事件が発生した団体は 68 団体、当事者として汚職事件に関係した職員（関係職員）は 79 人である。
- (2) 種類別にみると、全体では「横領」44 件が最も多く、次いで「収賄」13 件、「詐欺」4 件、「背任」1 件となっている。
- (3) 態様別にみると、全体では「公金等の取扱」40 件が最も多く、その他主な態様として、「土木建築工事の執行」8 件、「物品等の購入・役務の提供」7 件となっている。
- (4) 部門別にみると、全体では「教育部門」17 件が最も多く、その他主な部門として、「農林・水産部門」12 件、「土木・建築部門」9 件となっている。
- (5) 関係職員の内訳をみると、特別職が 4 人、一般職が 75 人となっている。

（１）件数、団体数、関係職員数

区 分	件 数 (件)	団 体 数 (団体)	関係職員数 (人)
都 道 府 県 等	17 (▲2)	11 (▲3)	20 (+1)
市 町 村 等	57 (0)	57 (+4)	59 (▲5)
公 社 等	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	74 (▲2)	68 (+1)	79 (▲4)

(注) () 内の数字は、対前年度比を示す。

(2) 汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数		関 係 職 員 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
横 領	44 (▲2)	59.5%	44 (▲6)	55.7%
収 賄	13 (▲5)	17.6%	15 (▲3)	19.0%
詐 欺	4 (0)	5.4%	4 (0)	5.1%
背 任	1 (+1)	1.4%	2 (+2)	2.5%
職 権 濫 用	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
公 文 書 偽 造	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
公 印 偽 造	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
そ の 他	12 (+4)	16.2%	14 (+3)	17.7%
計	74 (▲2)	100.0%	79 (▲4)	100.0%

(注) 1 () 内の数字は、対前年度比を示す。

2 全体に占める割合は四捨五入のため、合計が 100%にならない場合がある。

(3) 汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数		関 係 職 員 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
公 金 等 の 取 扱	40 (+4)	54.1%	40 (+4)	50.6%
土木建築工事の執行	8 (▲3)	10.8%	10 (▲3)	12.7%
物 品 等 の 購 入 ・ 役 務 の 提 供	7 (+2)	9.5%	7 (+1)	8.9%
補 助 金 ・ 融 資	2 (+2)	2.7%	2 (+2)	2.5%
税 の 賦 課 ・ 徴 収	1 (▲1)	1.4%	1 (▲1)	1.3%
各 種 許 認 可 事 務 ・ 任 用	1 (+1)	1.4%	1 (+1)	1.3%
各 種 検 査 ・ 審 査 ・ 検 定	0 (▲1)	0.0%	0 (▲1)	0.0%
地 位 買 収	0 (▲1)	0.0%	0 (▲1)	0.0%
そ の 他	15 (▲5)	20.3%	18 (▲6)	22.8%
計	74 (▲2)	100.0%	79 (▲4)	100.0%

(注) 1 () 内の数字は、対前年度比を示す。

2 全体に占める割合は四捨五入のため、合計が 100%にならない場合がある。

(4) 汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数		関 係 職 員 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
教 育	17 (▲2)	23.0%	17 (▲3)	21.5%
農 林 ・ 水 産	12 (+5)	16.2%	12 (+5)	15.2%
土 木 ・ 建 築	9 (▲3)	12.2%	10 (▲4)	12.7%
総 務	7 (▲2)	9.5%	7 (▲2)	8.9%
公 営 企 業	6 (+1)	8.1%	8 (+3)	10.1%
民 生 ・ 労 働	5 (0)	6.8%	5 (0)	6.3%
衛生・環境・公害	4 (0)	5.4%	4 (0)	5.1%
商 工	2 (▲2)	2.7%	2 (▲2)	2.5%
企 画 ・ 開 発	1 (0)	1.4%	1 (0)	1.3%
議 会	1 (0)	1.4%	1 (0)	1.3%
そ の 他	10 (0)	13.5%	12 (▲2)	15.2%
計	74 (▲2)	100.0%	79 (▲4)	100.0%

(注) 1 () 内の数字は、対前年度比を示す。

2 全体に占める割合は四捨五入のため、合計が 100%にならない場合がある。

(5) 関係職員の内訳

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
令 和 5 年 度	2	0	2	4	75	79
令 和 4 年 度	1	1	1	3	80	83

（参考１）汚職事件発生要因

○ 令和５年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（６８団体）が、汚職事件発生要因として指摘している事項は次のとおりである。（複数回答団体あり）

区 分	回 答 数
１．組織・制度上の問題 （１）監督の不十分 （２）制度及び制度運用上の問題 （３）特定職員への権限集中 （４）人事の停滞	102 (52) (23) (16) (11)
２．職務遂行上の問題 （１）業務チェックの不備 （２）会計管理の不備 （３）公印等の管理の不備	115 (60) (39) (16)
３．職員としての資質の問題 （１）職員としての資質の欠如 （２）職員と業者の癒着	104 (81) (23)
４．外部的要因による問題 （１）社会的な要因 （２）業者の競争	7 (3) (4)
５．その他	24

（参考２）汚職事件再発防止のための措置

- 令和５年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等（68 団体）において、汚職事件の再発を防止するための主な措置は次のとおりである。

（単位：件）

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	契約、入札等関係規程の整備	5	0
	審査・管理機関の設置	3	0
	事務分掌、決裁等関係規程の整備	2	3
	服務関係規程の整備	2	2
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	6	2
	要因の充実	2	1
事務執行方法の改善	会計事務の改善	28	4
	事務点検、調査の実施	28	1
	チェックシステムの整備・強化	27	7
	日常執務の改善	15	4
服務管理の整備強化	通達の発出	45	0
	訓示	26	1
	相互注意の喚起	16	2
	職場研修の充実強化	16	2

（注） 区分ごとに、関係団体が実施済み、又は実施する予定である主な措置を抽出（複数回答団体あり）。